

平成 28 年 3 月 18 日
大臣官房危機管理室

北朝鮮によるミサイル発射に対する国土交通省の対応について

北朝鮮によるミサイル発射について、本日発出された総理指示を踏まえ、大臣より、以下の指示がなされたのでお知らせいたします。

1. 航空機・船舶の安全確認を徹底すること
2. 国民及び関係事業者に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと

【連絡先】

国土交通省大臣官房危機管理室

企画調整官 榎島

電話：03-5253-8111（代表）

（内線：57702）

03-5253-8974（直通）

お 知 ら せ

平成28年3月18日

内閣官房

1. 本日5時54分頃、北朝鮮西岸より、1発の弾道ミサイルが日本海に向けて発射された模様である。
2. これを受け、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において情報を集約するとともに、内閣危機管理監、国家安全保障局長の下で関係省庁局長級会議を開催し、対応について協議することとしている。
なお、引き続き確認中であるが、現時点において、付近を航行する航空機や船舶への被害報告等の情報は確認されていない。
- 3 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 米国、韓国等関係諸国と連携を図り、情報収集・分析に全力を挙げること
 - ② 航空機・船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うことの3点について指示があった。
4. 2月7日及び3月10日の弾道ミサイルの発射に続く今回の発射は、明白な安保理決議違反であり、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題のある行為で、北朝鮮に対し、厳重に抗議を行うこととしている。
5. 引き続き、情報の収集・分析に全力をあげ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。

問い合わせ先【報道機関に限る】

内閣官房国家安全保障局

TEL：03-6910-0358

内閣官房副長官補付（事態対処・危機管理担当）

TEL：03-3581-8929

* 緊急事態に関する対応を行っていることから、お問い合わせに対応できないことがありますので、御容赦願います。